基礎研レポート

ネットでの誹謗中傷

ネット上における許されない発言とは？

取締役 保険研究部 研究理事　松澤 登
(03)3512-1866　matuzawa@nli-research.co.jp

1――はじめに

昨年度、EU の偽情報対策について 2 本のレポートを執筆した。そこでは、偽情報を特定する方法や、削除を含む対応策について、プラットフォーム提供者など情報の仲介を行う事業者を対象とするガイドラインや自主規制について述べた。これらは、プラットフォーム提供者内の対応チームの設置に加え、ファクトチェック機関、研究員などの専門家などと協力した体制を構築すること、また、言論の自由に配慮しつつ、迅速かつ適切に削除や表示ランクの引き下げなどを行うべきことが定められていた。

本稿では、それではどのような内容のオンライン投稿が違法（＝損害賠償や削除の対象）になるのかという視点で考えていきたい。このような切り口では偽情報以外の投稿も検討対象とする。

差し当たり、対象となるのは「誹謗中傷」であろう。誹謗中傷という用語自体は法律用語ではないが、人を不当に貶める投稿を広く指すものと本稿では定義する。なお、前回までのレポートでは主に EU について述べたが、本稿では日本法を取り扱う。

2――誹謗中傷と法律との関係

1｜誹謗中傷と民法との関係

誹謗中傷問題は民事上（＝民法）と刑事上（＝刑法）の二つの法律が関係してくるが、本稿では原則として民事上の問題を扱うこととする。民事では誹謗中傷により他人の社会的評価などを低下させたものは不法行為（民法 709 条）によって賠償責任を負うと解されている（詳細は後述）。具体的な民法条文の文言を挙げると「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」という抽象的・一般的なもので、一般的に他人の権利・利益を侵害した場合の条文が適用されることとなっている。したがって不法行為を誹謗中傷に適用するにあたっての具体的な解釈は判例・学説によっている。

ニッセイ基礎研レポート 2025-05-02｜Copyright ©2025 NLI Research Institute All rights reserved

ちなみに、民法 723 条は「他人の名誉を毀損（きそん）した者に対しては、裁判所は、被害者の請求により、損害賠償に代えて、又は損害賠償とともに、名誉を回復するのに適当な処分を命ずることができる」とする。民法における不法行為についての救済は原則として金銭賠償であるが、名誉侵害に関しては、名誉回復処分も可能としているところに特色がある。

2｜誹謗中傷と刑法との関係

ここでいったん刑法をみておきたい。なぜならば民事上の責任は刑法に同一または類似の考え方にそって解釈されてきているからである。刑法で誹謗中傷に該当する罪としては、名誉毀損罪「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損（きそん）した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する」（刑法 230 条 1 項）がある。ここで「事実を適示し」の事実には虚偽の事実も含む。このことは、同条 2 項で「死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない」とあることからも明確である。すなわち、偽情報によって人の名誉を傷つけることは処罰の対象となる。

そして名誉毀損罪は「公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない」（刑法 230 条の 2 第 1 項）とある。このように公然と事実を適示し、名誉毀損を行っても責任が問われない場合がある。この点に関しても民法に同様の考え方がある。

また、名誉毀損罪のほかにも侮辱罪（231 条）があり、これは「事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、一年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する」とされるもので、事実の適示を伴わない名誉毀損行為である。単に人を下品な言葉で中小することが該当し、民法上でも賠償責任に問われる。

そのほかに信用毀損罪（刑法 233 条）があるが、省略する。

3――名誉毀損に該当する誹謗中傷

1｜本稿で検討する投稿事例

まず基本となる具体事例を挙げたい。論文であるので、あまり過激な表現は避けるとすると差し当たり、「△△会社の〇〇は（これこれこういった[1]）パワハラ・セクハラ行為を社内で行っているが見逃されている。△△会社のガバナンス体制や内部通報体制は前近代的だ」という投稿 X が大規模プラットフォームで発信されたとする。投稿 X は事実行為として〇〇という人物がパワハラ・セクハラを行った事実を具体的に適示し、かつ△△会社の社内体制を批判（論評）するものとなっており、そして幅広く閲覧できる状態に置かれている。したがって、〇〇について事実の適示による名誉毀損、△△会社に対する批判（論評）による名誉毀損が問題となりうる。なお、問題となる表現が事実か意見論評かは、判例は「当該表現が証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事実を明示的又は黙示的に主張するものと理解されるとき」は事実の適示だとする（最判平 9 年 9 月 9 日）。

[1] ここにはパワハラ・セクハラの具体的な行為が述べられているとする。

Copyright ©2025 NLI Research Institute All rights reserved

上記ではパワハラ・セクハラ行為があったかどうかは証拠をもってその存否を決することができるので事実の適示と考えられる。他方、会社の体制が前近代的かどうかは証拠をもって決することができないので論評と考えるのが妥当と思われる。

2｜名誉毀損の成立条件

上述の通り、名誉毀損に関して法的救済を求める法的根拠となる民法上の不法行為(709 条)は、人の権利・利益を侵害し、損害を発生させたことにより成立する。本事例に関して権利・利益とされるのは、人の名誉であり、これは人の品行、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な評価（最判昭和 61 年 6 月 11 日）である。一般に社会的評価と呼ばれており、名誉毀損とはこの社会的評価を低下させる行為を言う（最判昭和 31 年 7 月 20 日)。また、一般に名誉毀損があった場合には当然に損害の発生が認められると解釈されている[2]。つまり名誉毀損を受けたと提訴する者は、自分の社会的評価が低下したことを主張立証すればよいこととなる。

他方、上述の刑法と同様に、投稿内容が人の社会的評価を低下させるものだとしても、公共性・公益性が存在し、適示された事実が真実又は真実と信じるについて相当の理由がある場合には名誉毀損は成立しないと通説・判例上、解されている。したがって、社会的評価を低下させる内容の投稿をしたことを理由に名誉毀損で訴えられた者は、これらの事由（公共性・公益性・真実相当性）が存在することを主張立証することで責任を免れることができる。

なお、民法における名誉毀損の判断フレームと刑法におけるそれとは類似のものとなっているが、刑法における名誉毀損はその表現内容が特に悪質な虚偽であるとか表現の社会的な広がりなど総合的に考慮し、刑事罰を科すに足りる悪質性が認められる場合にのみ適用があるものと考えられる。

上述の通り、具体事例では〇〇に対する事実の適示による名誉毀損が問題となるとともに、△△会社に対する批判（論評）による名誉毀損が問題となるが、前者（事実の適示）と後者（論評）では若干判断フレームが異なる。以下ではそれぞれ順を追って解説をする。

4――事実適示による名誉毀損

1｜判断フレーム

投稿 X においては、〇〇という人物が「(これこれこういった）セクハラ・パワハラを行った」との事実が適示されている。この場合における損害賠償責任が認められるかどうかについての法的な判断フレームは図表 1 の通りである。

[2] 和久一彦ほか「名誉毀損関係訴訟について」(判例タイムス No1223)p52 参照。

Copyright ©2025 NLI Research Institute All rights reserved

【図表 1】事実適示に関する法的判断フレーム

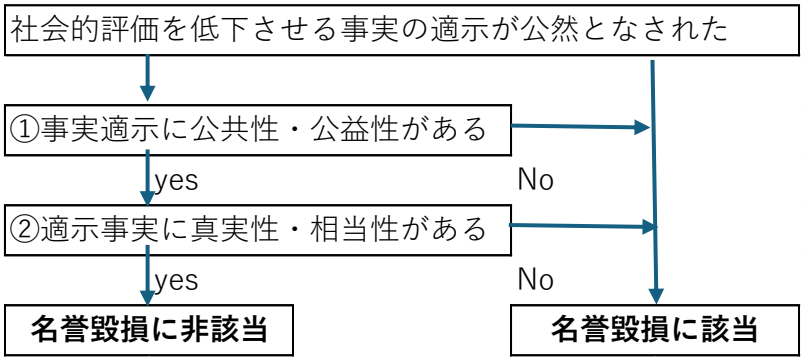

すなわち、裁判においては、投稿 X が○○の社会的評価を下げる内容であり、かつそれが公然となされたことを原告側（すなわち、○○）が主張立証する。これが立証され、投稿者から反論がなければ名誉毀損が成立する。ただし、この立証があっても、投稿者は事実の適示には公共性が認められ、公益のために行ったこと、および適時内容が真実であるか、真実であることを信ずるに相当性があったことを主張立証し、立証に成功した場合は名誉毀損に問われない。

2｜社会的評価を低下させる事実の適示がなされたこと

投稿 X が違法となる場合は、①表現の内容（事実適示の程度、真実性の程度等）、②表現の態様・程度、③表現の動機・目的、当該表現をするに至った経緯（表現者と対象者との関係、従前のやり取り）、対象者の先行行為の有無等を考慮して「不法行為を構成するだけの違法性を具備しているかどうか」を検討しているとされる[3]。言い換えると、当該表現行為が社会的に認容された行為としての相当性を欠いているかどうかが問題となる[4]。

そして、社会的に認容された相当性を逸脱するものかどうかの判断基準について、判例では、新聞記事・テレビ放送においては一般の読者・視聴者の普通の注意と読み方・視聴の仕方とを基準として判断すべきものとしている（最判昭 31 年 7 月 20 日、最判平 15 年 10 月 16 日）。裁判例はこの様な基準をテレビ放映等以外においても一般に適用している[5]ことから、SNS においては、一般人たる SNS ユーザーの感覚で社会的評価を下げるものかどうかが判断基準となる。このような基準は抽象的と言えるが、どのような投稿が名誉毀損となるかは、その都度、総合的に判断されることになるのはやむを得ないところであろう。「（これこれこういった）パワハラ・セクハラ行為を行った」という事実行為が違法かどうかは上述の枠組みの中で総合的に判断される。投稿 X は○○という人物のパワハラ・セクハラ行為につき具体性をもって指摘している。これは○○の社会的評価を低下させる可能性が高いと考えられることから、以下、投稿 X の○○に係る表現内容は、社会的相当性を欠くものとして議論を進める。

[3] 前掲注 2　p60 参照。
[4] 同上
[5] 前掲注 2　p53 参照。

3｜事実の適示が公然となされたこと

社会的評価を低下させたというからには、少なくとも社会に伝わっている（あるいは伝わるおそれがある）ことが必要となる。これには、刑法の名誉毀損罪において「公然事実を適示し」とあることも関係している。

どの程度流布されれば社会に伝わっているとされるのか、あるいは実際には伝わっていなかったが伝わる危険があったというだけでも公然と言ってよいのかという点に関する裁判所の判断は分かれている[6]。大まかには、表現内容にのみ触れ、公然性に触れないものから、伝播可能性があることをもって公然性を認めるもの、実際に流布したことを認定するものなどがある[7]。

Facebook などの多くのユーザーのいる SNS に投稿した場合に公然性があることはあまり問題にならないであろう。ラインのグループなどはどうか。少人数のグループ内の会話であっても、外部に拡散した事例はたくさん見受けられるところであるため、事例によるが公然性を認めてもよいものが多いと考える。他方、個人同士のメール間のやり取りでは、名誉を毀損するメールを送付しただけでは一般的には社会的評価の低下にはつながらないものと考えられる。

4｜公共性・公益性および真実性・相当性の抗弁

繰り返しとなるが、上述の通り、刑法では一定の事由が存在すると名誉毀損罪は成立しない。これと同様に、民事上でも、投稿 X が公益に係るものであって、真実である（または真実であることを信ずるに相当の理由がある）ときには責任は問われない。逆に言えば、偽情報を事実として指摘した場合は名誉毀損の責任が問われる。

より具体的には、事実を適示する投稿が人の社会的評価を低下させるものであっても、①その行為が公共の利害に関する事実に係り専ら公益を図る目的に出た場合（公共性・公益性）であって、②適示された事実が真実であることが証明されたとき、または②´真実の証明がなくとも、その行為者においてその事実を信じるについて相当の理由があるときには、故意または過失がなく不法行為は成立しない（最判昭 41 年 6 月 23 日）とされている。

①公共性・公益性

まず公共性・公益性についてだが、公共性は通常「一般多数人の利害に関すること」と解されている[8]。また公益目的については、その事実を適示した主たる動機が公益を図ることにあればよく、多少私益を図る動機が混入していても差支えがないとするのが通説とされる[9]。なお、公益を図る目的については、「記事が公益目的に基づき執筆、掲載されたものと認められるかどうか否かは、記事の内容・文脈的外形に現れているところだけによって判断すべきことではなく、外形に現れていない実質的関係をも含めて、全体的に評価し判定すべき事項である」（東京地裁昭 58 年 6 月 10 日）とされ、投稿内容だけでなく、その背後関係も含めて判断される。

投稿 X が適示する事実は対象者である〇〇が具体的に描写されるパワハラ・セクハラに及んだこと

---

6 同上　P54 参照。
7 同上
8 前掲注 2　p 63 参照。
9 同上

Copyright ©2025 NLI Research Institute All rights reserved

である。企業におけるパワハラ・セクハラ行為は、一般的には従業員がある程度存在する企業において、私人であってもその社会的生活において行われている[10]ことから、原則としては公共性が認められると考えられる[11]。また、投稿 X が○○に個人的な恨みを持ち、報復の目的に出たものであるような場合でない限り、従業員の共通の利益を確保するといった公益性が認められ、公益目的があるといってよいと考えられる。

②・②´真実相当性

つぎに上記②・②´にある通り、適示された事実が真実であるか、真実であると投稿者が信じるについて相当の理由がある場合（併せて真実相当性という）には、投稿 X は違法性を欠く。この真実相当性について、投稿者が何を根拠として投稿 X を行ったかは実際に調査（あるいは裁判）をしてみないとわからないことも多い。

ただ、公知の事実と言える場合、たとえば複数の大手メディアで報道されているような事実をもとにした投稿は真実相当性が認められることが多いであろう。他方、SNS の一アカウントだけが発信した情報に基づいた投稿は真実相当性を欠くと認定されることが多いであろう。この点、注意すべきはネット上で炎上している事件でも発信元がごく少数のアカウントであることも少なくない点である。このような場合、少数者が特定の対象者を故意に攻撃しているケースがあり、その場合、真実相当性が認められないだろう。この点、投稿 X が投稿 X そのものに事実を適示するのではなく、具体事実を適示する投稿 Y を引用して批判している（リツイート機能）場合や掲示板である note などにリンクを貼ることでも同様の結論となる可能性がある（東京地裁平 28 年 7 月 21 日、東京地裁平 26 年 12 月 24 日）[12]。

なお、先にあげた具体事例では、個人的な経験や知人からの噂話に基づくもののようにも思える。単なる噂話であれば真実相当性は認められないが、自身や複数の知人が実際に体験したなどの事情があれば真実相当性が認められるものと考えられる。

5――意見・論評の表明による名誉毀損

1｜意見・論評の表明による名誉毀損

投稿 X では、「△△会社のガバナンス体制や内部通報体制は前近代的だ」とも述べている。これは△△会社の内部体制にかかる事実を適示しているというよりも、会社の体制が不十分であることの批判（論評）を述べているものと考えられる。この場合の法的な責任の有無についての判断フレームは図表 2 の通りである。

---

[10] 前掲注２　p64 では「特定の団体や限られた関係における表現行為については、当該団体の構成員にとって利害あるいは関心の対象となるべき事項であることをもって公共性を肯定し、また、当該団体の構成員全員の利益の適うことをもって公益目的を認めるという手法が多くみられる」とする。

[11] 逆に私人の私生活に関する事項は公共の利害に関する事実に該当しない。

[12] なお、リンクを貼る場合に事実を適示したと認めなかった裁判例もある（東京地裁平 22 年 6 月 30 日）。

Copyright ©2025 NLI Research Institute All rights reserved

【図表 2】論評による名誉毀損の判断フレーム

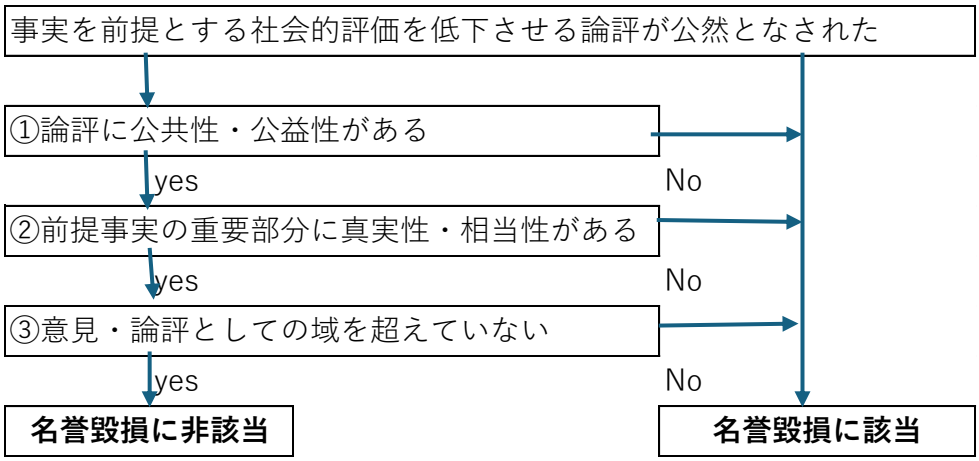

本件に即していえば、まず△△会社の社会的評価を低下させる論評が公然となされたことを原告である△△会社が主張立証する。これが立証され、投稿者から反論がなければ名誉毀損が成立する。ただし、この立証があっても、被告である投稿者から①論評には公共性があり、かつ公益目的に出たものであること、②前提事実の重要部分が真実であるか、真実であることを信ずるに立つ相当性があること、および③意見論評としての域をこえていないことを主張立証する。これが認められれば、名誉毀損は成立しない。

2｜社会的評価を低下させる論評が公然となされたこと

会社に対して名誉毀損が成立するかどうかについては、判例によれば、個人に限らず、特定の政党、会社その他の法人にも名誉権（社会的評価）が存在し、その侵害には賠償責任が生ずる（最判昭 34 年 5 月 7 日）とされている。したがって、会社に対する名誉毀損に基づく損害賠償の請求は可能である。△△会社においては、パワハラ・セクハラ行為を放置するという、労働者の人権を尊重しない前近代的な組織という論評を公然と受けたことにより自社の社会的評価を低下させたと考えることは自然であり、裁判に訴えることは可能である。

また、公然性については上述の〇〇について述べたところが当てはまる。

3｜公共性･公益性および真実性･相当性の抗弁

判例では、ある事実を基礎としての意見・論評の表明による名誉毀損については、①その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあった場合に、②当該意見・論評の前提としている事実が重要な部分について事実であることの証明があったときには、③人身攻撃に及ぶなど意見・論評としての域を逸脱したものでない限り違法性を欠き、②´さらに上記②について意見・論評の前提としている重要な部分について事実が真実であることの証明がないときにも、行為者において当該事実を真実と信ずるについて相当の理由があればその故意又は過失が否定される（最判平 9 年 9 月 9 日）とする。

①公共性・公益性

投稿 X が△△会社の名誉侵害となるかどうかについては、まず公共性・公益性があることが必要で

ある。この点、投稿Xは、社会的な存在であり、そこで働く従業員をかかえる会社における内部管理体制の重大な欠陥について論評するものとして、特段の事情がない限り、△△会社の論評部分についても①の公共性・公益性は認められると考えられる。

②・②´真実相当性

投稿Xでは△△会社の内部体制が前近代的であるとの論評を行うにあたり、〇〇のパワハラ・セクハラ行為があった事実を前提としている。そうすると当該パワハラ・セクハラ行為が重要な部分について事実であることが証明される場合、または投稿者において真実と信ずるについて相当の理由がある場合には真実相当性があることになる。逆に〇〇においてそのような行為があったこと、またはあると信ずるに相当な理由がなかったとした場合には、真実相当性を欠き、名誉毀損が成立することとなる。

③意見・論評としての域を逸脱したものでないこと

投稿Xにおける△△会社への批判の表現である「前近代的」は一般的な批判文言としてよく見られるものであり、かつ個人を攻撃したものでもない（上記③）。そうすると意見・論評の域を超えていないものと考えられる。

他方、これが社長個人を名指しして、かつ侮蔑的な表現を用いたような場合は名誉毀損が成立する可能性がある。

6――名誉毀損に関連する諸問題

1｜批判の対象となる者

名誉毀損が成立するためには、毀損された対象が誰かを特定する必要がある（同定可能性という）。誰かを名指ししなくとも他の事情から誰を指しているか推知される場合にはその者に対する名誉毀損が問題となりうる[13]。また、ネットネームなどの通称でも名誉毀損による不法行為が成立するとした下級審の裁判例がある（東京地裁平15年6月25日）。

なお、「『女性は～』とか『男性は～』」といった表現、あるいは「●●県民は～」といった対象が漠然としている表現の場合は名誉毀損が成立しない[14]。法人については名誉毀損が成立することは上述の通りである。

なお、私生活上の事実であっても政治家などの公人や著名人などについては公共性・公益性が認められる可能性があるが、元芸能人と芸能人の交際関係に関する報道について公共の利害に関する事実ではないとする下級審裁判例がある（東京地裁平21年8月29日）。したがって、公人たる政治家の資質そのものが問題となるような事実はともかく、それ以外の場合には公人の私生活の暴露についても名誉毀損は成立することとなる[15]。

---

[13] プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会「プロバイダ責任制限法　名誉毀損・プライバシー関連ガイドライン」https://www.isplaw.jp/vc-files/isplaw/provider_mguideline_20220624.pdf p29参照。

[14] 同上

[15] ただし、公人サイドが訴訟で争うことで風評被害が拡大すると考え、実際には訴訟に訴えないことも多いであろう。だからといって名誉毀損に該当する投稿をしてもよいということでない。

Copyright ©2025 NLI Research Institute All rights reserved

2｜論争がある場合

SNS では双方が言い合いになる場合がある。この場合に被害者の反論が十分な効果を挙げているとみられるときは社会的評価の低下の危険性がなく、名誉毀損は成立しないと考えられている。これを対抗原理の法理という[16]。ただし、「自己の意思を強調し、反対意見を論駁（ろんぱく）するについて、必要でもなく、相応しい表現でもない品性に欠ける言葉を用いて…罵る内容」のものにあっては被害者の反論が十分な効果を挙げているとみとめられるとしても、名誉毀損や侮辱が認められた下級審判決がある（東京高裁平 13 年 9 月 5 日）。

また、いわゆる炎上案件、SNS やオンライン掲示板に多数の同趣旨の書き込みがなされた場合、「本件各記事と同趣旨の投稿が多数あることからすれば、それぞれに反論することは不可能ないし著しく困難というべきである」（東京地裁平 24 年 11 月 22 日）として対抗原理の法理の適用を否定している。したがって、炎上に加担することは、特に事実が真偽不確定な場合、名誉毀損のリスクを冒していることに他ならない。法的にはもちろん、道義的にも行うべきことではない。

3｜事実を適示しない場合

SNS で言い合いが続き、もはや最初に適示した事実とかかわりなく相手を罵倒する場合や、上述のような炎上に便乗して、他の SNS ユーザーが攻撃的言辞を投稿するケースもある。この場合は事実を適示していないが、刑法の侮辱罪と同様、「公然と人を侮辱する」ことだけによっても不法行為は成立する。事実の真偽や公共性・公益性を論じる余地がないため、他者への批判・非難が社会的相当性を欠くことで責任が生ずることとなる。

ところで、「人を侮辱する」言動について個人間で行われることがある。この場合、たとえば専ら相手方に不快感を与えることが目的の場合は、外部的な名誉（社会的評価）の低下としてではなく（あるいは外部的な名誉の低下とあわせて）、名誉感情の侵害として不法行為が認められる[17]。また、少数の友人間で言い合いになったような場合において、当初適示した事実とは関係なく発せられた侮蔑的な表現も、この名誉感情の侵害に該当するかどうかが問題となる[18]。

7――誹謗中傷投稿への対処

自身が SNS でいわれのない誹謗中傷を受けた場合にはどのような手段があるだろうか。主には、(1)規約に基づくプラットフォーム提供者（以下、提供者）に対する削除申請申し立て、(2) 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報通信プラットフォーム対処法、2025 年 4 月 1 日に施行済）による送信防止措置の申立、(3) 情報通信プラットフォーム対処法に基づく IP および AP 開示を通じた損害賠償請求権の行為、(4)刑事事件として警察への被害届の提出（あるいは告訴）がある。

(1)SNS を運用するプラットフォーム提供者はユーザー向けの規約を有している。そのなかで人を不

16 前掲注 13　p33 参照。
17 石橋秀起「名誉毀損と名誉感情の侵害」（立命館法学 2015 年 5・6 号）p49 参照。
18 同上

Copyright ©2025 NLI Research Institute All rights reserved

当に攻撃する類の投稿は削除するという旨の規約はほぼすべての提供者が取り入れている。ただし、上記で述べてきた通り、誹謗中傷（名誉毀損）に該当するかどうかの判断基準として、真実相当性がある。個人間のトラブルなどでは提供者は事実を確認しようがない場合があり、一定の限界がある。

(2)2025 年 4 月から施行された情報通信プラットフォーム対処法（以下、本項で「法」という)）では、大規模プラットフォーム事業者は、被侵害者から侵害情報の送信防止措置を講ずるための申出方法を定め公表を行うこととされている（法 22 条 1 項)。そして送信防止停止措置の申出を受けた場合には、大規模プラットフォーム事業者が選任した専門調査員が遅滞なく調査を行う(法 23 条･24 条)。そして申出日より、14 日以内に送信防止措置を行うかどうかの決定を申出者に通知し、送信防止措置を行わない場合はその理由も通知しなければならない（法 25 条 1 項）とするものである。上記(1)を精緻化して、制度化したものと言えよう。

(3)上記（1）（2）の効果は投稿を削除するにとどまる。毀損された名誉について民事上の責任を問うためには、投稿者の住所・氏名などの情報が必要である。投稿を発信するのはコンテンツプロバイダ（SNS 事業者）であるが、投稿者の個人情報を保有していない。これを保有するのはアクセスプロバイダ（NTT のフレッツ光など）であるので、両者に対して発信者情報開示命令申立てを行う（情報通信プラットフォーム対処法（以下、本項において「法」という）5 条 1 項・2 項)。申し立てに基づいて、裁判所はコンテンツプロバイダとアクセスプロバイダの保有する個人を特定できる情報の開示命令を出すことができる(法 8 条)[19]。

(4)は刑事事件とする場合である。被害届を出すか、告訴状を出すことになろう。誹謗中傷した加害者が不明でもこれらを出すことは可能である。なお、捜査の円滑化のために上記(3)の手続を経て、特定しておくことが有用であろう。

8――おわりに

YouTube や X を見ていると、その時々に話題となる人物に対する批判が多数投稿されている。筆者個人の感覚では、論評の域を越えたり、勝手な推測を述べたりしたり、法的に大丈夫なのかと疑問に思える投稿も多々ある。

SNS がないころの事例ではあるが、松本サリン事件においては、事件にまったく関係のない人物がサリンを製造したと決めつけた過剰報道がされ、深刻な人権侵害が生じたことがあった。現在でいう炎上状態になったことで、個人である報道被害者にはなすすべがなかったと思われる。今でも、炎上に訴訟で立ち向かうより、一刻も早く鎮静化させるために法的措置を取らず、ただ静観せざるを得ない誹謗中傷の被害者は少なからず存在するように思われる。

また、誹謗中傷とは別の話にはなるが、不適切な投稿というものがある。たとえば災害や事故など死亡者や被害者がいる事案を冗談のネタにするようなものである。このような投稿や遺族や被害者の心情を全く配慮せず、発せられるものである。居酒屋で話題にするなら不快なだけであるが、不謹慎

[19] 詳細は、基礎研レター「ネット上の権利侵害者開示請求制度の簡易化・迅速化」https://www.nli-research.co.jp/files/topics/68422_ext_18_0.pdf?site=nli 参照。

Copyright ©2025 NLI Research Institute All rights reserved

なものを公のプラットフォームに投稿する神経はどうにも理解しにくい。ネット社会における健全な言論環境の構築が期待される。

本資料記載のデータは各種の情報源から入手・加工したものであり、その正確性と完全性を保証するものではありません。
また、本資料は情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、いかなる契約の締結や解約を勧誘するものではありません。